

## 令和5年度 監査計画

藤沢市監査委員

藤沢市監査事務処理規程に基づき、令和5年度監査計画を次のとおり定めるとともに、法令、藤沢市監査基準等に基づき監査を実施するものとする。

### 1 基本方針

本市の事務の管理及び執行等について、合规性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点により監査等を実施する。

また、組織目的の達成を阻害する要因（以下、「リスク」という。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価したうえで、リスクが高い項目に監査資源を配分し、効率的かつ効果的に監査を執行するよう努める。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び本市の対応事務の状況によっては、監査資源の配分又は監査計画の見直しを適宜行ったうえで監査を実施する。

### 2 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

#### (1) 定期監査（法\*第199条第1項及び第4項）

##### ア 実施内容

- 部局を単位として2年ごとに実施する。
- 調査項目は、前回の調査における問題点、調査対象課で生じたリスク事案、内部統制制度において想定されるリスク及び事務事業についての情報収集・運用状況の観察等から明らかとなったリスク等を勘案して決定する。
- 内部統制が十分に整備・運用されていることが適正な事務を執行するうえで重要な意義を持つことから、業務記述書等の整備・運用状況（財政援助団体等については事業に係る課題等）について識見監査委員によるヒアリングを実施し、事務事業の課題、問題、効率化に対する取組状況等を把握し、必要に応じて改善に向けた助言を行う。
- 経済性、効率性及び有効性の視点から改善に向けた助言を行う。
- 早期の是正・改善が見込めない課題がある場合は、部局総務課等と連携し助言を行う。
- 監査結果が事務事業の改善に資することとなるように、勧告事項・指摘事項に対する措置状況、改善状況の進行管理（フォローアップ）を行う。

##### イ 実施時期

4月～5月	9月～10月	11月～12月	1月～3月
経済部 計画建築部	生涯学習部 消防局	市民自治部 市民病院	福祉部 健康医療部

## **(2) 工事監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）**

### **ア 実施内容**

実施件数は、請負工事総件数を踏まえて決定する。

### **イ 実施時期**

9月～3月

## **(3) 工事請負契約監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）**

### **ア 実施内容**

契約課が入札執行した工事請負契約から抽出・選定して実施する。

### **イ 実施時期**

10月～1月

## **3 決算審査（法第 233 条第 2 項及び公企法\*第 30 条第 2 項）**

### **ア 実施内容**

- 令和4年度一般会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費ほか4特別会計、地方公営企業会計（下水道事業費、市民病院事業）において会計処理が関係法令等の規定に準拠して適法かつ正確に行われ、予算どおりに執行されているか審査する。
- 決算書、政令で定める書類等関係資料が法令の定めるところに従って調製され、適正に表示されているか審査する。
- 財政状況や経営状況について分析し、健全財政に向けた意見を付して「決算審査意見書」を市長に提出する。
- 保有有価証券を実査する。

### **イ 実施時期**

6月～8月

## **4 財政健全化判断比率審査（健全化法\*第 3 条第 1 項）**

### **ア 実施内容**

- 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- 健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼に実施し、「健全化判断比率審査意見書」を市長に提出する。

### **イ 実施時期**

7月～8月

## **5 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）**

### **ア 実施内容**

- 公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- 資金不足比率が適正であるかどうかを主眼に実施し、「資金不足比率審査意見書」を市長に提出する。

- イ 実施時期  
7月～8月

## 6 行政監査（法第 199 条第 2 項）

### ア 実施内容

- 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。
- 調査項目は、定期監査の実施状況及び社会環境等を考慮しながら、リスクの内容・程度を検討して決定する。（出資団体財務監査と交互に2年ごとに実施する。）

- イ 実施時期  
今年度は実施しない。

## 7 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

### （1）出資団体財務監査

#### ア 実施内容

本市が出資や出捐を行っている団体の事業が出資や出捐の目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているかどうかを主眼に実施する。（行政監査と交互に2年ごとに実施する。）

- イ 実施時期  
9月～12月

### （2）出資団体受託業務等監査

#### ア 実施内容

本市からの受託業務、補助金の執行が適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているか監査を実施する。

- イ 実施時期  
当該団体等を所管する部局の定期監査に合わせて実施する。

### （3）指定管理者監査

#### ア 実施内容

指定管理者が受託した公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に執行されているかどうかを主眼に実施する。

- イ 実施時期  
公の施設を管理する部局の定期監査に合わせて実施する。

## 8 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

### ア 実施内容

- 現金の出納並びに月末日における預金残高、釣り銭等の保管状況及び公共料金準備金を検査する。
- 歳入及び歳出の執行状況を検査する。

- 資金前渡金（月まとめ分）の精算状況を検査する。

#### イ 実施時期

- 毎月実施する。ただし、4月、7月、10月、1月以外の月は代表監査委員が検査し、検査終了後最初に到来する検査時に他の監査委員に結果を報告する。
- 資金前渡金の精算状況の検査は年2回実施する。

### 9 その他

監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査計画を適宜修正するものとする。

#### 令和5年度 定期監査に合わせて実施する出資団体受託業務等監査・指定管理者監査

経済部	出資団体	公益財団法人湘南産業振興財団 所管：産業労働課
計画建築部	出資団体	公益財団法人藤沢市まちづくり協会 所管：建設総務課 藤沢市土地開発公社 所管：建設総務課 一般財団法人藤沢市開発経営公社 所管：建設総務課
生涯学習部	出資団体	藤沢市民会館サービス・センター株式会社 所管：文化芸術課
	指定管理者	公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービス・センター株式会社共同事業体 (藤沢市湘南台文化センター指定管理者 指定期間 令和3年度～令和7年度) 所管：文化芸術課 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 (藤沢市運動施設等指定管理者 指定期間 令和4年度～令和6年度) 所管：スポーツ推進課
福祉部	出資団体	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 所管：福祉総務課
	指定管理者	公益財団法人藤沢市まちづくり協会 (藤沢市生きがい福祉センター指定管理者 指定期間 令和2年度～令和6年度) 所管：高齢者支援課
健康医療部	出資団体	公益財団法人藤沢市保健医療財団 所管：地域医療推進課

※ 法 : 地方自治法（昭和22年法律第67号）  
公企法 : 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）  
健全化法 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）